

**東社協福祉施設経営相談室だよりNo.88** 平成23年3月9日

**TEL03-3268-7170** 本相談室へのご相談には下記あてメールを  
**k\_soudan@tcsw.tvac.or.jp** **ご利用ください。**

(本相談室だよりNo.88は東京都関係施設・事業者を対象として発行しています。)

長期保存

## 社会福祉法人が補助金を得て行う公共工事の前払金保証制度について

本相談室に、最近、設計監理又は工事発注後に請負業者が倒産し、支払済の手付金・前払金が戻らないという事態に係る複数件のご相談がありました。公共工事については法律により前払金保証制度が設けられていますが、社会福祉法人が補助金を得て行う工事も当該法律にいう公共工事に該当します。ついては、以下に制度の概要を紹介しますのでご活用ください。

### (1) 前払金について

民間の建設工事では、着工時に手付金を支払うことが慣例とされていますが、国や地方公共団体等が発注する公共工事においても、請負金額の一部（通常は40%以内）を前払金として支払うのが一般です。これは、前払金の支払により工事の速やかな着工が図られるとともに、工事の円滑な施工と品質の向上を期待できるというメリットがあるためです。

### (2) 前払金保証について

国や地方公共団体等が前払金を支払う場合には、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた保証事業会社の「前払金保証」を必ず付すこととされています。

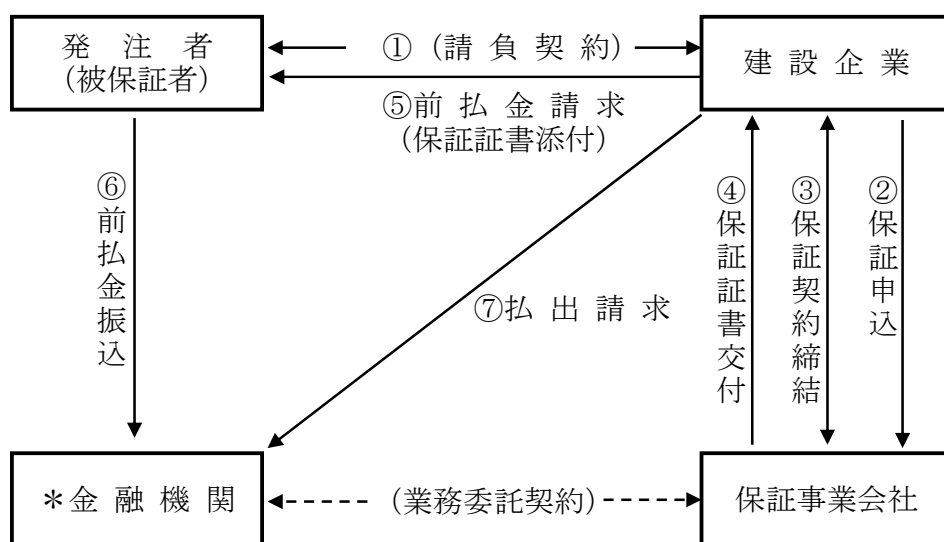
「前払金保証」を付すことにより、発注者は請負者の責に帰すべき事由により工事請負契約を解除した場合、保証証書に記載された保証金額を限度として、過払額（前払金額と出来高との差額）の弁済を保証事業会社から受けることができ、過払いとなるリスクを払拭することができます。

また、保証事業会社は、支払われた前払金が当該工事に適正に使用されるよう用途の監査も行っています。

社会福祉法人が国や地方公共団体から補助金を受けて施設整備を行う場合も、上記法律にいう公共工事に該当し（昭和 39 年建設省告示第 1333 号 6 項該当）、保証事業会社の「前払金保証」を可能としています。請負者に前払金を支払う場合は、本保証制度の活用が有益です。

なお、「前払金保証」は、建設工事のみならず、測量、調査、設計などの業務委託契約についても活用することができます。

【参考 1】前払金保証の仕組み



※金融機関は、保証事業会社と業務委託契約を締結した金融機関の中から、建設企業が選定します。なお、支払われた前払金は、前払金専用の口座で管理されます。

※保証申込みは建設企業が行います。また、保証料は建設企業が支払います。

※保証料の例：前払金 1,800 万円の場合 55,000 円

【参考 2】保証弁済額の算出例

請負金額：	1,000万円
前払金額：	400万円
契約解除時の出来形：	20%
発注者既払額（前払金）	400万円
一) 出来高 (1,000万円 × 20%)	200万円
保証弁済額	<u>200万円</u>

(3) 社会福祉法人が前払金保証を利用するにあたって

①請負契約書の整備

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款には、前払金保証についての定めがありませんので、参考3の特約条項を付しておくことが一般的です。

②入札参加者に対する周知（工事発注表に記載する）

以下の2点を事前に入札参加者に周知しておくことが一般的です。

- i 請負金額の〇%の前払金を支払うこと。
- ii 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証書の提出が契約後必要なこと。

【参考3】前払金保証に関する特約条項

前払金保証に関する特約条項

(前払金)

乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負金額の10分の〇以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械機具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

※〇には前払金の金額に応じた数字を記入します。

東京都内における保証事業会社の連絡先は以下のとおりです。

東日本建設業保証株式会社 営業部

(「公共工事の前払金保証事業に関する法律」による登録番号第2号)

住所：中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館2F

電話：03-3551-9511

東日本建設業保証株式会社 新宿支店

住所：新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル34F

電話：03-3340-2451

(経営相談室注)

①保証事業会社は西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社の3社が登録されており、いずれでも利用できます。

②前払金保証の具体的機能は次のとおりです。

(1)本制度の損害填補機能：請負者に不測の事態があっても発注者は損害から保護される。

(2)信用供与機能：請負者の資金調達を支援する。

(3)工事完成促進機能：保証事業会社の監督により請負者が前払金を適正に工事に投入することで、円滑な施工を図ることができる。

③本保証の利用状況は次のとおりです。

(1) 同社の都内の社会福祉法人では、過去3か年で6件、請負金額2,110百万円、保証金額378百万円。旧四会の契約約款は民間対象であるため本前払金制度を念頭においていないことから東京都内での実績は他県に比して少ない。

(2)同社の全国の社会福祉法人では、過去3か年で586件、請負金額100,952百万円、保証金額21,080百万円。

(3) 同社の東京都福祉保健局関係では、過去3か年で208件、請負金額10,110百万円、保証金額2,633百万円。

④社会福祉法人においては、本前払金の支払時期は補助金入金前となるため自己資金を充当することとなり、上限40%を支払うことが困難な場合は、40%以内での任意の%での支払保証契約が可能とされています。

⑤本資料の作成には東日本建設業保証株式会社の協力をいただいています。

(以上)

\*\*\*\*\*  
上記に関連して、福祉医療機構から以下の情報提供をいただきましたので、参考にしてください。

福祉医療機構福祉貸付の施設整備資金融資をご利用になる場合、原則、敷地及び融資対象の建物に抵当権を設定することが資金交付を行う条件となっております。

従来、敷地が借地であり担保提供ができない場合、融資対象の建物が完成し、その建物に抵当権を設定するまでは、資金交付を行っておりませんでした。 「工事履行保証保険（保証事業会社の保証も含まれる）」に加入している場合は、融資対象の建物が完成する前でも、資金需要に合わせて資金交付を行うことが可能となりました。